今後の手続きの流れ

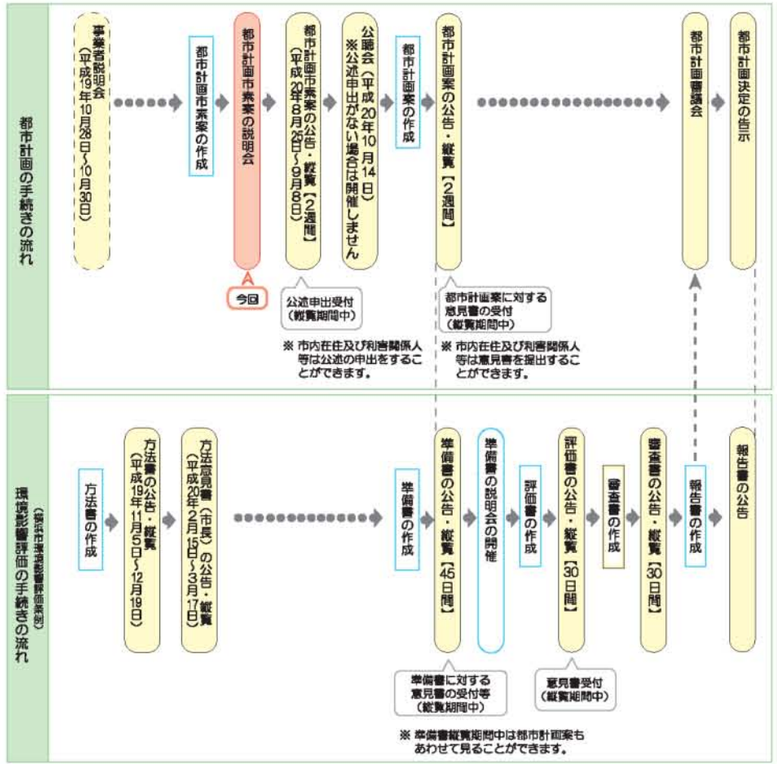

お問い合わせ先

<計画内容について>
横浜市都市整備局 鉄道事業課 神奈川東部方面線担当
〒231-0017 横浜市中区港町1-1
TEL 045-671-2722 FAX 045-663-3415
http://www.city.yokohama.jp/me/toshi/tetsudo/tobu/

<都市計画手続きについて>
横浜市まちづくり調整局 都市計画課
〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1 JNビル5階
TEL 045-671-2657 FAX 045-664-7707
http://www.city.yokohama.jp/me/machi/kikaku/cityplan/index.html

<事業内容等について>
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 東京支社 工事第三課
〒105-0011 東京都港区芝公園2-11-1（住友不動産芝公園タワー）
TEL 03-5403-8742 FAX 03-5403-8773
http://www.jrtt.go.jp/business/train_const.htm

相模鉄道株式会社 鉄道カンパニープロジェクト推進部 建設第一課
〒220-0004 横浜市西区北幸2-9-14
TEL 045-319-2118 FAX 045-319-8996
http://www.sotetsu.co.jp/train/into_tokyo/

都市高速鉄道第6号
相鉄・JR直通線
計画概要

横　浜　市

「相鉄・JR直通線」の都市計画市素案等をとりまとめましたのでお知らせいたします。

計画のあらまし

「相鉄・ＪＲ直通線」は、相鉄本線西谷駅からＪＲ東海道貨物線横浜羽沢駅付近までの区間に連絡線を整備し、相鉄線とＪＲ線との相互直通運転を行うものです。

さらに「相鉄・東急直通線」（羽沢～新横浜～日吉間）が整備されると、東急東横線等への相互直通運転が可能となります。

これにより、横浜市西部や神奈川県央部と東京都心部とが直結され、速達性の向上、新幹線アクセスの向上のほか、ＪＲ東海道線等の混雑緩和が期待されます。

横浜市の鉄道整備

横浜市における将来の鉄道整備の方針については「横浜市中期計画」の中長期的な都市づくりの方向性の中で「市内拠点間の連絡強化のための鉄道整備を基本としつつ、相互直通運行による移動のシームレス化（乗り換えの解消）など、既存の鉄道路線の有効活用や、合理的な運用による利便性の増進を図る」こととしています。

また、本計画の重点事業として「運輸政策審議会第１８号答申路線（※）を踏まえ、高速鉄道４号線（「グリーンライン」：平成２０年３月開業）や神奈川東部方面線の整備を進め、その他の路線は事業化を検討する」こととしています。

神奈川東部方面線は、横浜市西部地域と東京都心とを直結し、両地域間の速達性の向上、新幹線アクセスの向上、横浜駅やＪＲ東海道線等の混雑緩和、沿線地域の活性化などに寄与するもので、「相鉄・ＪＲ直通線」は、このうち西谷～羽沢間を整備するものです。

※　運輸政策審議会第１８号答申路線
国の諮問機関である運輸政策審議会が平成１２年1月に「東京圏における高速鉄道を中心とする交通網の整備に関する基本計画」を策定しており、その中に位置づけられた路線。

神奈川東部方面線及び高速鉄道４号線路線図
（横浜市中期計画より）

都市計画市素案の内容等

今回、策定された都市計画市素案は、横浜市が定める都市計画施設として相鉄・JR直通線の位置、区域、構造などを示したもので、今後、この都市計画市素案を基に市民の皆様の意見を伺いながら都市計画決定の手続きを進めます。

都市計画が決定されますと、相鉄・JR直通線の整備区域などが明確化され、事業者はこの計画に基づき事業を実施することになります。

なお、都市計画の手続きと併せて横浜市環境影響評価条例に基づき、環境影響評価の手続きを行ってまいります。

※ 環境影響評価とは、大規模な事業を実施する者が、その事業が環境に及ぼす影響について、事前に調査、予測、評価等を行い、その結果を公表し、市民や行政から意見を聴くなどの手続きを通じて環境保全の観点から、より適正な配慮を行うことによって事業と環境との調和を図っていく制度です。

ルート・構造について

相鉄本線西谷駅からJR東海道貨物線へ接続する連絡線を整備するもので、既存の鉄道用地等を有効利用しつつ周辺の地形や土地利用、交差構造物等への影響を考慮し、地下トンネル構造を主体として、できる限り最短のルートで結ぶ計画としました。

延長は約3,030m(内、地下式約1,930m)です。

なお、西谷駅については、既存の駅施設を活用する予定です。

また、新設する羽沢駅については、箱型トンネル構造で整備されますが、改札口は地上階になる予定です。

都市計画市素案の内容

都市計画の種類及び名称	
横浜国際港都建設計画 都市高速鉄道第6号相鉄・JR直通線	
位置、延長及び駅	
起点	横浜市保土ケ谷区西谷町
終点	横浜市神奈川区羽沢町
主な経過地	横浜市保土ケ谷区東川島町
延長	約3,030m （地下式約1,930m、地表式約1,100m）
駅	西谷駅 （横浜市保土ケ谷区西谷町地内） 羽沢駅 （横浜市神奈川区羽沢町及び羽沢南二丁目地内）
都市計画を定める土地の区域	
横浜市保土ケ谷区西谷町、東川島町地内	
横浜市神奈川区羽沢町、羽沢南二丁目、羽沢南三丁目地内	

都市計画決定されると

都市計画決定の告示が行われますと都市計画施設の区域内に建築物を建築しようとするときは、都市計画法第53条第1項により許可が必要となります。

また、都市計画事業の認可等の告示が行われた場合は、事業地内で土地の形質の変更、建築物の建築、工作物の建設等を行おうとするときは、都市計画法第65条により許可が必要となります。なお、事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとするときは、都市計画法第67条により施行者への届出が必要となります。(許可基準等については、都市計画課にお問い合わせください。)

平面図

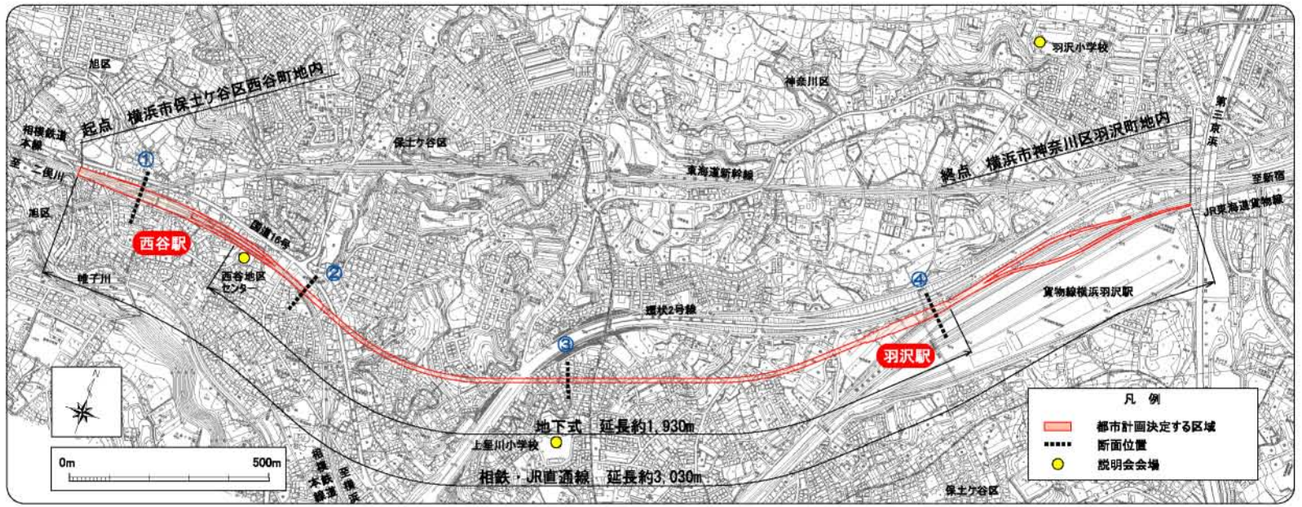

縦断図

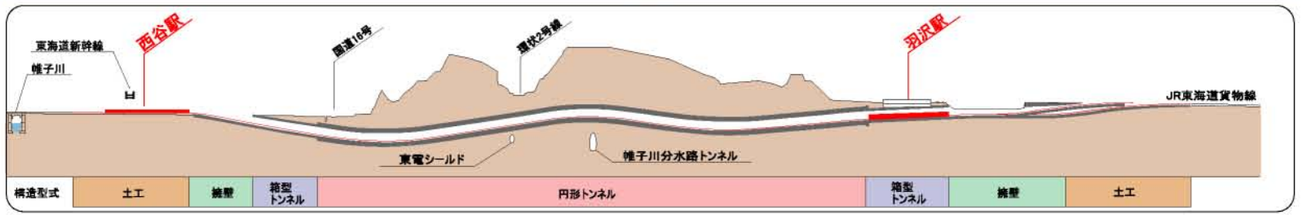

断面図

断面位置は、左図（平面図）を参照ください。

① 西谷駅

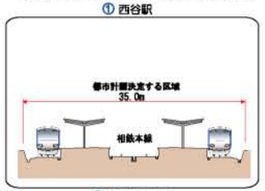

② 箱型トンネル

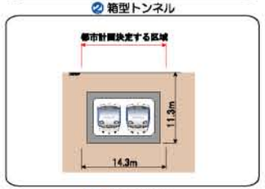

③ 円形トンネル

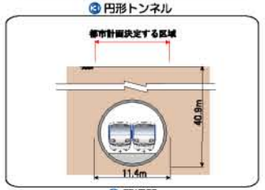

④ 羽沢駅

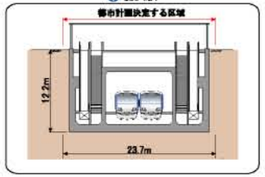

事業内容等についてお知らせします。

事業概要について

整備区間	相鉄本線西谷駅～ＪＲ東海道貨物線 横浜羽沢駅付近　約2.7km（整備区間延長）
事業費	約683億円
事業予定期間	平成18年11月～平成27年3月
整備主体	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
営業主体	相模鉄道株式会社
運行区間	海老名駅・湘南台駅～西谷駅～ 羽沢駅（仮称）～新宿方面
運行頻度	朝ラッシュ時間帯：４本/時 その他の時間帯　：２～３本/時

整備効果について

この整備によって、相鉄線とJR線が相互に乗り入れることができるようになります。

このことにより相鉄沿線などから新宿などの東京都心部へ乗り換えることなく行けるようになり、所要時間も大幅に短縮されます。

●二俣川駅から新宿駅までの所要時間短縮例

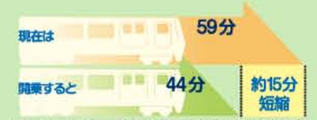

※朝ラッシュ時の所要時間を想定。所要時間は乗換時間、待ち時間を含む。

工事着手までの流れについて

工事着手までの流れを以下に示します。なお、都市計画決定後、工事着手までに都市計画事業の認可等を取得する予定です。

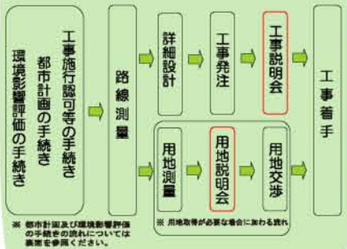

用地補償について

都市計画決定後の事業実施の段階で、調査・測量を行い関係する方を対象に、用地説明会を実施して、補償内容や手続きについて説明させていただきます。その後に、土地所有者等各権利者の方々に事業者がお伺いして、個別にお話し合いをさせていただきます。

トンネル区間の用地補償について

地下にトンネルを設置する場合、地上からトンネル上端までの深さが浅く、トンネルの保護層が確保できない場合は、その土地を買収させていただきますが、一般的には、その土地を買収することなく、地下の一定の範囲を永続的に使用させていただくことを基本としております。その場合には、区分地上権を設定させていただくことになります。トンネル上の建築制限等は、地質の状況、トンネルの深さ、構造等によって変わってきますので、その土地の利用が妨げられる程度に応じて補償いたします。

なお、区分地上権を設定する場合の補償の対象となる方は、路線上に土地の所有権や借地権をお持ちの方になります。

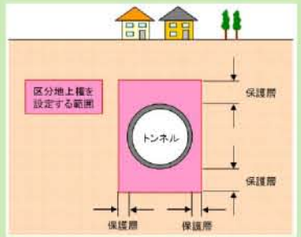

地盤沈下に対する対策について

工事に先立ち、詳細な地質や地下水位の調査を実施し、地域の状況に応じた適切な設計を行います。トンネル掘削は密閉型シールド工法を採用します。また、その他の掘削工事の施工にあたっては、必要に応じて止水性の高い土留壁や地盤改良など、適切な工法を用いることとします。なお、工事期間中は地下水位の観測や、地盤の変状を計測して、適切な施工管理を実施し、周辺住居等に著しい影響をあたえることのないよう工事を進めてまいります。

なお、工事の前後に必要な範囲で家屋等の調査を行い、万一当該工事が原因で家屋等に被害が生じたと判明した場合は、補償の内容についてお話し合いをさせていただきます。